

改正案	現 行
<p>第一号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a 当該通知に係る外国特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第1 募集(売出)要項」に記載するとともに、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>第一号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a 当該通知に係る外国特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、<u>取得格付等</u>を「第1 募集(売出)要項」に記載するとともに、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第一号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>第1【募集(売出)要項】 1・2 (略) 3 【短期投資法人債】 (1)～(10) (略) (削る)</p> <p>第2 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第1 募集(売出)要項」に記載するとともに、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。 b・c (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>第一号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>第1【募集(売出)要項】 1・2 (略) 3 【短期投資法人債】 (1)～(10) (略) <u>(11)【取得格付】</u></p> <p>第2 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、<u>取得格付等</u>を「第1 募集(売出)要項」に記載するとともに、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。 b・c (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p>

改正案	現 行
<p>第二号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>第1 【募集(売出)要項】 1・2 (略) 3 【短期外債】 (1)～(10) (略) (削る)</p> <p>第2 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a 当該通知に係る外国特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第1 募集(売出)要項」に記載するとともに、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</p> <p>b～d (略) (2)～(5) (略)</p>	<p>第二号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>第1 【募集(売出)要項】 1・2 (略) 3 【短期外債】 (1)～(10) (略) <u>(11) 【取得格付】</u></p> <p>第2 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a 当該通知に係る外国特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、<u>取得格付</u>等を「第1 募集(売出)要項」に記載するとともに、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</p> <p>b～d (略) (2)～(5) (略)</p>

改正案	現 行
<p>第四号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a～d (略)</p> <p>e 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部 証券情報」に記載し、<u>信用格付に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意(13)の1に準じて記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</u> なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、本様式第三部中「第4 ファンドの経理状況」の次に「第4の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>f (略)</p> <p>(2) 代表者の役職氏名 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること(金融商品取引法(以下「法」という。)第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 内国投資信託受益証券の形態等 a (略)</p> <p>b <u>当該届出に係る内国投資信託受益証券について、届出法人(発行者たる内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に規定する委託者指図型投資信託に係る同法に規定する投資信託委託会社又は同条第2項に規定する委託者非指図型投資信託に係る同法第47条に規定する信託会社等をいう。以下この様式、第七号様式及び第十号様式において同じ。))をいう。以下この様式において同じ。))の依頼により、信用格付業者(法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。))から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付(同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。))又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。</u> (a) <u>当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付の内容を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明</u> (b) <u>当該届出に係る内国投資信託受益証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る内国投資信託受益証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法</u> (c) <u>当該届出に係る内国投資信託受益証券について、届出法人の求めに応じ、当該信用格付に係る信用格付業者以外の信用格付業者から格付付与方針等(金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第1項第1号に規定する格付付与方針等をいう。))及びこれに関連する事項に基づき予想される信用格付(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令</u></p>	<p>第四号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a～d (略)</p> <p>e 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、<u>取得格付等</u>を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。 なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、本様式第三部中「第4 ファンドの経理状況」の次に「第4の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>f (略)</p> <p>(2) 代表者の役職氏名 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 内国投資信託受益証券の形態等 a (略)</p> <p>b <u>当該届出に係る内国投資信託受益証券について、届出法人(発行者たる内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に規定する委託者指図型投資信託に係る同法に規定する投資信託委託会社又は同条第2項に規定する委託者非指図型投資信託に係る同法第47条に規定する信託会社等をいう。以下この様式、第七号様式及び第十号様式において同じ。))をいう。以下この様式において同じ。))の申込みにより格付(指定格付機関(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。))から取得するものに限る。)を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。</u></p>

第25条第1号に掲げる行為に係る信用格付（以下「私的信用格付」という。）を除く。以下「予想信用格付」という。）が提供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供された場合に限る。）には、その旨、当該信用格付業者の商号又は名称及び当該信用格付業者から信用格付を取得しなかった理由

(d) 当該届出に係る内国投資信託受益証券と実質的に同様の信用状態である金融商品又は法人（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第24条第1項に掲げるものを含む。以下このbにおいて同じ。）について、当該信用格付に係る信用格付業者以外の信用格付業者から、届出法人の依頼により信用格付（私的信用格付を除く。）が提供され、又は閲覧に供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供され、又は閲覧に供された場合に限る。）には、その旨及び当該信用格付業者の商号又は名称

当該届出に係る内国投資信託受益証券について、届出法人の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。この場合において、当該届出に係る内国投資信託受益証券について、届出法人の求めに応じ、信用格付業者から予想信用格付が提供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供された場合に限る。）には、その旨、当該信用格付業者の商号又は名称及び当該信用格付業者から信用格付を取得しなかった理由を記載すること。また、当該届出に係る内国投資信託受益証券と実質的に同様の信用状態である金融商品又は法人について、信用格付業者から、届出法人の依頼により信用格付（私的信用格付を除く。）が提供され、又は閲覧に供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供され、又は閲覧に供された場合に限る。）には、その旨及び当該信用格付業者の商号又は名称を記載すること。

(5) ~ (67) (略)

(5) ~ (67) (略)

改 正 案	現 行
<p>第四号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) (略) (2) 代表者の役職氏名 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること（<u>金融商品取引法（以下「法」という。）第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に正当な権限を有する者が署名すること。</u>）。</p> <p>(3) ～ (5) (略) (6) 外国投資信託受益証券の形態等 a (略) b <u>当該届出に係る外国投資信託受益証券について、届出会社（発行者たる外国投資信託受益証券のファンドの管理会社をいう。以下この様式において同じ。）の依頼により、信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。</u> (a) <u>当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付の内容を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明</u> (b) <u>当該届出に係る外国投資信託受益証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る外国投資信託受益証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法</u> (c) <u>当該届出に係る外国投資信託受益証券について、届出会社の求めに応じ、当該信用格付に係る信用格付業者以外の信用格付業者から格付付与方針等（金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第1項第1号に規定する格付付与方針等をいう。）及びこれに関連する事項に基づき予想される信用格付（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第25条第1号に掲げる行為に係る信用格付（以下「私的信用格付」という。）を除く。以下「予想信用格付」という。）が提供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供された場合に限る。）には、その旨、当該信用格付業者の商号又は名称及び当該信用格付業者から信用格付を取得しなかった理由</u> (d) <u>当該届出に係る外国投資信託受益証券と実質的に同様の信用状態である金融商品又は法人（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第24条第1項に掲げるものを含む。以下このbにおいて同じ。）について、当該信用格付に係る信用格付業者以外の信用格付業者から、届出会社の依頼により信用格付（私的信用格付を除く。）が提供され、又は閲覧に供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供され、又は閲覧に供された場合に限る。）には、その旨及び当該信用格付業者の商号又は名称</u> 当該届出に係る外国投資信託受益証券について、届出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。この場合において、当該届出に係る外国投資信託受益証券について、届出会社の求めに応じ、信用格付業者から予想信用格付が提供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供された場合に限る。）には、その旨、当該</p>	<p>第四号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) (略) (2) 代表者の役職氏名 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること（<u>法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に正当な権限を有する者が署名すること。</u>）。</p> <p>(3) ～ (5) (略) (6) 外国投資信託受益証券の形態等 a (略) b <u>当該届出に係る外国投資信託受益証券について、届出会社（発行者たる外国投資信託受益証券のファンドの管理会社をいう。以下この様式において同じ。）の申込みにより格付（指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。）から取得するものに限る。）を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。</u></p>

<p>信用格付業者の商号又は名称及び当該信用格付業者から信用格付を取得しなかった理由を記載すること。また、当該届出に係る外国投資信託受益証券と実質的に同様の信用状態である金融商品又は法人について、信用格付業者から、届出会社の依頼により信用格付（私的信用格付を除く。）が提供され、又は閲覧に供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供され、又は閲覧に供された場合に限る。）には、その旨及び当該信用格付業者の商号又は名称を記載すること。</p>	
<p>(7) ~ (74) (略)</p>	<p>(7) ~ (74) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第四号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1・第2 (略) 第3【短期投資法人債】 (15) (1)～(10) (略) (削る) 第二部～第四部 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a～d (略) e 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部 証券情報」に記載し、<u>信用格付に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意(13)の1に準じて記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</u> なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、本様式第三部中「第5 投資法人の経理状況」の次に「第5の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 f・g (略) (2) 代表者の役職氏名 a 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。<u>(金融商品取引法(以下「法」という。)第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。)</u> b (略) (3) (略) (4) 内国投資証券の形態等 a (略) b <u>当該届出に係る内国投資証券について、投資法人の依頼により、信用格付業者(法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。)から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付(同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。)又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。</u> <u>(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付の内容を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明</u> <u>(b) 当該届出に係る内国投資証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る内国投資証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法</u> <u>(c) 当該届出に係る内国投資証券について、投資法人の求めに応じ、当該信用格付に係る信用格付業者以外の信用格付業者から格付付与方針等(金融商品取引業等に関する内閣府令第</u></p>	<p>第四号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1・第2 (略) 第3【短期投資法人債】 (15) (1)～(10) (略) <u>(11)【取得格付】</u> 第二部～第四部 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a～d (略) e 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、<u>取得格付等</u>を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。 なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、本様式第三部中「第5 投資法人の経理状況」の次に「第5の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 f・g (略) (2) 代表者の役職氏名 a 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。<u>(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。)</u> b (略) (3) (略) (4) 内国投資証券の形態等 a (略) b <u>当該届出に係る内国投資証券について、届出投資法人の申込みにより格付(指定格付機関(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。)から取得するものに限る。)を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。</u></p>

313条第1項第1号に規定する格付付与方針等をいう。)及びこれに関連する事項に基づき予想される信用格付(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第25条第1号に掲げる行為に係る信用格付(以下「私的信用格付」という。))を除く。以下「予想信用格付」という。)が提供された場合(届出書提出日から起算して1年以内に提供された場合に限る。)には、その旨、当該信用格付業者の商号又は名称及び当該信用格付業者から信用格付を取得しなかった理由

(d) 当該届出に係る内国投資証券と実質的に同様の信用状態である金融商品又は法人(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第24条第1項に掲げるものを含む。以下このbにおいて同じ。)について、当該信用格付に係る信用格付業者以外の信用格付業者から、投資法人の依頼により信用格付(私的信用格付を除く。)が提供され、又は閲覧に供された場合(届出書提出日から起算して1年以内に提供され、又は閲覧に供された場合に限る。)には、その旨及び当該信用格付業者の商号又は名称

当該届出に係る内国投資証券について、投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。この場合において、当該届出に係る内国投資証券について、投資法人の求めに応じ、信用格付業者から予想信用格付が提供された場合(届出書提出日から起算して1年以内に提供された場合に限る。)には、その旨、当該信用格付業者の商号又は名称及び当該信用格付業者から信用格付を取得しなかった理由を記載すること。また、当該届出に係る内国投資証券と実質的に同様の信用状態である金融商品又は法人について、信用格付業者から、投資法人の依頼により信用格付(私的信用格付を除く。)が提供され、又は閲覧に供された場合(届出書提出日から起算して1年以内に提供され、又は閲覧に供された場合に限る。)には、その旨及び当該信用格付業者の商号又は名称を記載すること。

(5) ~ (14) (略)

(15) 短期投資法人債

a ~ e (略)

f 「取得格付」の欄には、当該発行(売出)に係る短期投資法人債について、投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付の内容を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b) 当該発行(売出)に係る短期投資法人債の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該発行(売出)に係る短期投資法人債に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

(c) 当該発行(売出)に係る短期投資法人債について、投資法人の求めに応じ、当該信用格付に係る信用格付業者以外の信用格付業者から予想信用格付が提供された場合(届出書提出日から起算して1年以内に提供された場合に限る。)には、その旨、当該信用格付業者の商号又は名称及び当該信用格付業者から信用格付を取得しなかった理由

(d) 当該発行(売出)に係る短期投資法人債と実質的に同様の信用状態である金融商品又は法人(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第24条第1項に掲げるものを含む。以下このfにおいて同じ。)について、当該信用格付に係る信用格付業者以外の信用格付業者から、投資法人の依頼により信用格付(私的信用格付を除く。)が提供され、又は閲覧に供された場合(届出書提出日から起算して1年以内に提供され、又は閲覧に供された場合に限る。)には、その旨及び当該信用格付業者の商号又は名称

当該発行(売出)に係る短期投資法人債について、投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。この場合において、当該発行(売出)に係る短期投資法人債について、投資法人の求めに応じ、信用格付業者から予想信用格付が提

(5) ~ (14) (略)

(15) 短期投資法人債

a ~ e (略)

f 「取得格付」の欄には、当該発行(売出)に係る短期投資法人債について、発行者が申込みにより取得するすべての格付(指定格付機関から取得するものに限る。)、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。

<p>供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供された場合に限る。）には、その旨、当該信用格付業者の商号又は名称及び当該信用格付業者から信用格付を取得しなかった理由を記載すること。また、当該発行（売出）に係る短期投資法人債と実質的に同様の信用状態である金融商品又は法人について、信用格付業者から、投資法人の依頼により信用格付（私的信用格付を除く。）が提供され、又は閲覧に供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供され、又は閲覧に供された場合に限る。）には、その旨及び当該信用格付業者の商号又は名称を記載すること。</p> <p>(16) ~ (77)</p>	<p>(16) ~ (77)</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------

改 正 案	現 行
<p>第四号の三の様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1・第2 (略) 第3【短期投資法人債】 (1)～(10) (削る) 第二部～第四部 (略) (記載上の注意) (略)</p>	<p>第四号の三の様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1・第2 (略) 第3【短期投資法人債】 (1)～(10) <u>(11)【取得格付】</u> 第二部～第四部 (略) (記載上の注意) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第四号の三の様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1・第2 (略) 第3【短期投資法人債】 (1)～(10) (略) (削る) 第二部・第三部 (略) (記載上の注意) (略)</p>	<p>第四号の三の様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1・第2 (略) 第3【短期投資法人債】 (1)～(10) (略) (11)【取得格付】 第二部・第三部 (略) (記載上の注意) (略)</p>

改正案	現行
<p>第四号の四様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1・第2 (略) 第3【短期外債】 (18) (1)～(10) (略) (削る) 第二部～第四部 (略) (記載上の注意) (1) (略) (2) 代表者の役職氏名 a 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること（金融商品取引法（以下「法」という。）第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に正当な権限を有する者が署名すること。）。 b (略) (3)～(5) (略) (6) 外国投資証券の形態等 a (略) b <u>当該届出に係る外国投資証券について、外国投資法人の依頼により、信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。</u> <u>なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。</u> (a) <u>当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付の内容を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明</u> (b) <u>当該届出に係る外国投資証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る外国投資証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法</u> (c) <u>当該届出に係る外国投資証券について、外国投資法人の求めに応じ、当該信用格付に係る信用格付業者以外の信用格付業者から格付付与方針等（金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第1項第1号に規定する格付付与方針等をいう。）及びこれに関連する事項に基づき予想される信用格付（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第25条第1号に掲げる行為に係る信用格付（以下「私的信用格付」という。）を除く。以下「予想信用格付」という。）が提供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供された場合に限る。）には、その旨、当該信用格付業者の商号又は名称及び当該信用格付業者から信用格付を取得しなかった理由</u> (d) <u>当該届出に係る外国投資証券と実質的に同様の信用状態である金融商品又は法人（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第24条第1項に掲げるものを含む。以下このbにおいて同じ。）について、当該信用格付に係る信用格付業者以外の信用格付業者から、外国投資法人の依頼により信用格付（私的信用格付を除く。）が提供され、又は閲覧に供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供され、又は閲覧に供された場合に限る。）には、その旨及び当該信用格付業者の商号又は名称</u></p>	<p>第四号の四様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1・第2 (略) 第3【短期外債】 (18) (1)～(10) (略) <u>(11)【取得格付】</u> 第二部～第四部 (略) (記載上の注意) (1) (略) (2) 代表者の役職氏名 a 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に正当な権限を有する者が署名すること。）。 b (略) (3)～(5) (略) (6) 外国投資証券の形態等 a 記名・無記名の別、単位型・追加型の別等を記載すること。 b <u>当該届出に係る外国投資証券について、届出投資法人の申込みにより格付（指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。）から取得するものに限る。）を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。</u></p>

<p>当該届出に係る外国投資証券について、外国投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。この場合において、当該届出に係る外国投資証券について、外国投資法人の求めに応じ、信用格付業者から予想信用格付が提供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供された場合に限る。）には、その旨、当該信用格付業者の商号又は名称及び当該信用格付業者から信用格付を取得しなかった理由を記載すること。また、当該届出に係る外国投資証券と実質的に同様の信用状態である金融商品又は法人について、信用格付業者から、外国投資法人の依頼により信用格付（私的信用格付を除く。）が提供され、又は閲覧に供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供され、又は閲覧に供された場合に限る。）には、その旨及び当該信用格付業者の商号又は名称を記載すること。</p> <p>(7) ~ (85) (略)</p>	<p>(7) ~ (85) (略)</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------

改 正 案	現 行
<p>第四号の四の様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1・第2 (略) 第3【短期外債】 (1)～(10) (略) (削る) 第二部～第四部 (略) (記載上の注意) (略)</p>	<p>第四号の四の様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1・第2 (略) 第3【短期外債】 (1)～(10) (略) <u>(11)【取得格付】</u> 第二部～第四部 (略) (記載上の注意) (略)</p>

改正案	現行
<p>第五号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1・第2 (略) 第3【短期外債】 (1)～(10) (略) (削る) 第二部～第四部 (略) (記載上の注意) (略)</p>	<p>第五号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1・第2 (略) 第3【短期外債】 (1)～(10) (略) <u>(11)【取得格付】</u> 第二部～第四部 (略) (記載上の注意) (略)</p>

改正案	現 行
<p>第五号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部 証券情報」に記載し、<u>信用格付に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意(13)の1に準じて記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</u></p> <p>なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、本様式第二部中「第2 管理資産の経理状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c・d (略)</p> <p>(2) 代表者の役職氏名 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること(金融商品取引法(以下「法」という。)第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等</p> <p>a～f (略)</p> <p>g <u>当該届出に係る内国資産流動化証券について、発行者の依頼により、信用格付業者(法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。)から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付(同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。)又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。</u></p> <p>なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。</p> <p>(a) <u>当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付の内容を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明</u></p> <p>(b) <u>当該届出に係る内国資産流動化証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る内国資産流動化証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法</u></p> <p>(c) <u>当該届出に係る内国資産流動化証券について、発行者の求めに応じ、当該信用格付に係る信用格付業者以外の信用格付業者から格付付与方針等(金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第1項第1号に規定する格付付与方針等をいう。)及びこれに関連する事項に基づき予想される信用格付(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第25条第1号に掲げる行為に係る信用格付(以下「私的信用格付」という。)を除く。以下「予想信用格付」という。)が提供された場合(届出書提出日から起算して1年以内に提供された場合に限る。)には、その旨、当該信用格付業者の商号又は名称及び当該信用格付業者から信用格付を取得しなかった理由</u></p> <p>(d) <u>当該届出に係る内国資産流動化証券と実質的に同様の信用状態である金融商品又は法人</u></p>	<p>第五号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、<u>取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</u></p> <p>なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、本様式第二部中「第2 管理資産の経理状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c・d (略)</p> <p>(2) 代表者の役職氏名 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等</p> <p>a～f (略)</p> <p>g <u>当該届出に係る内国資産流動化証券について、発行者が申込みにより格付(指定格付機関(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。)から取得するものに限る。)を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。</u></p>

(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第24条第1項に掲げるものを
含む。以下このgにおいて同じ。)について、当該信用格付に係る信用格付業者以外の信
用格付業者から、発行者の依頼により信用格付(私的信用格付を除く。)が提供され、又
は閲覧に供された場合(届出書提出日から起算して1年以内に提供され、又は閲覧に供さ
れた場合に限る。)には、その旨及び当該信用格付業者の商号又は名称

当該届出に係る内国資産流動化証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供さ
れ、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される
予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。この場合において、当該届出に
係る内国資産流動化証券について、発行者の求めに応じ、信用格付業者から予想信用格付が提供
された場合(届出書提出日から起算して1年以内に提供された場合に限る。)には、その旨、当
該信用格付業者の商号又は名称及び当該信用格付業者から信用格付を取得しなかった理由を記載
すること。また、当該届出に係る内国資産流動化証券と実質的に同様の信用状態である金融商品
又は法人について、信用格付業者から、発行者の依頼により信用格付(私的信用格付を除く。)が
提供され、又は閲覧に供された場合(届出書提出日から起算して1年以内に提供され、又は閲覧
に供された場合に限る。)には、その旨及び当該信用格付業者の商号又は名称を記載すること。

h (略)

(5) ~ (7) (略)

(8) 引受け等の概要

a 元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合にお
いて、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これら
の事項の決定時期を注記すること。

b この届出書に係る内国資産流動化証券の募集又は売出しについて、当該内国資産流動化証券が
金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第4号ロに掲げる株券等に該当することによ
り、発行者の親法人等(法第31条の4第3項に規定する親法人等をいう。)又は子法人等(同条
第6項に規定する子法人等をいう。)を主幹事会社(金融商品取引業等に関する内閣府令第147
条第3号に規定する主幹事会社をいう。以下この様式において同じ。)とした場合には、その旨、
発行者と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該内国資産流動化証券の引受けに係る金融商品
取引業等に関する内閣府令第153条第1項第4号ロに規定する発行価格の決定に適切に関与した
金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり発行者から影響
を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及びに当該発行価格の決定方法の具体的
な内容を注記すること。

(9) ~ (42) (略)

h (略)

(5) ~ (7) (略)

(8) 引受け等の概要

元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合にお
いて、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これら
の事項の決定時期を注記すること。

(9) ~ (42) (略)

改 正 案	現 行
<p>第五号の四様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部 証券情報」に記載し、信用格付に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意(13)の1に準じて記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</p> <p>なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、本様式第二部中「第2 特定信託財産の経理状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c (略)</p> <p>(2) 代表者の役職氏名 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること(金融商品取引法(以下「法」という。)第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 内国資産信託流動化受益証券の形態等</p> <p>a (略)</p> <p>b 当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者(法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。)から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付(同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。)又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。</p> <p>(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付の内容を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明</p> <p>(b) 当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法</p> <p>(c) 当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券について、発行者の求めに応じ、当該信用格付に係る信用格付業者以外の信用格付業者から格付付与方針等(金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第1項第1号に規定する格付付与方針等をいう。)及びこれに関連する事項に基づき予想される信用格付(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第25条第1号に掲げる行為に係る信用格付(以下「私的信用格付」という。)を除く。以下「予想信用格付」という。)が提供された場合(届出書提出日から起算して1年以内に提供された場合に限る。)には、その旨、当該信用格付業者の商号又は名称及び当該信用格</p>	<p>第五号の四様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</p> <p>なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、本様式第二部中「第2 特定信託財産の経理状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c (略)</p> <p>(2) 代表者の役職氏名 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 内国資産信託流動化受益証券の形態等</p> <p>a (略)</p> <p>b 当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券について、発行者の申込みにより格付(指定格付機関(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。)から取得するものに限る。)を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。</p>

付業者から信用格付を取得しなかった理由

(d) 当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券と実質的に同様の信用状態である金融商品又は法人（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第24条第1項に掲げるものを含む。以下このbにおいて同じ。）について、当該信用格付に係る信用格付業者以外の信用格付業者から、発行者の依頼により信用格付（私的信用格付を除く。）が提供され、又は閲覧に供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供され、又は閲覧に供された場合に限る。）には、その旨及び当該信用格付業者の商号又は名称

当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。この場合において、当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券について、発行者の求めに応じ、信用格付業者から予想信用格付が提供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供された場合に限る。）には、その旨、当該信用格付業者の商号又は名称及び当該信用格付業者から信用格付を取得しなかった理由を記載すること。また、当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券と実質的に同様の信用状態である金融商品又は法人について、信用格付業者から、発行者の依頼により信用格付（私的信用格付を除く。）が提供され、又は閲覧に供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供され、又は閲覧に供された場合に限る。）には、その旨及び当該信用格付業者の商号又は名称を記載すること。

(5) ~ (37) (略)

(5) ~ (37) (略)

改正案	現 行
<p>第五号の五様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載し、信用格付に関する事項について、<u>企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意(13)の1に準じて記載すること。</u>また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</p> <p>なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、本様式第三部中「第2 原委託者の状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c～g (略)</p> <p>(2) 代表者の役職氏名</p> <p>a 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること(金融商品取引法(以下「法」という。)第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に正当な権限を有する者が署名すること。)</p> <p>b (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 外国資産信託流動化受益証券の形態等</p> <p>a (略)</p> <p>b <u>当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者(法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。)から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付(同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。)又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。</u>なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。</p> <p>(a) <u>当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付の内容を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明</u></p> <p>(b) <u>当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法</u></p> <p>(c) <u>当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券について、発行者の求めに応じ、当該信用格付に係る信用格付業者以外の信用格付業者から格付付与方針等(金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第1項第1号に規定する格付付与方針等をいう。)及びこれに関連する事項に基づき予想される信用格付(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第25条第1号に掲げる行為に係る信用格付(以下「私的信用格付」という。)を除く。以下「予想信用格付」という。)が提供された場合(届出書提出日から起算して1年以内に提供された場合に限る。)には、その旨、当該信用格付業者の商号又は名称及び当該信用格</u></p>	<p>第五号の五様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、<u>取得格付等</u>を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</p> <p>なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、本様式第三部中「第2 原委託者の状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c～g (略)</p> <p>(2) 代表者の役職氏名</p> <p>a 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に正当な権限を有する者が署名すること。)</p> <p>b (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 外国資産信託流動化受益証券の形態等</p> <p>a (略)</p> <p>b <u>当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券について、届出会社の申込みにより格付(指定格付機関(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。)から取得するものに限る。)を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。</u>なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。</p>

付業者から信用格付を取得しなかった理由

(d) 当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券と実質的に同様の信用状態である金融商品又は法人（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第24条第1項に掲げるものを含む。以下このbにおいて同じ。）について、当該信用格付に係る信用格付業者以外の信用格付業者から、発行者の依頼により信用格付（私的信用格付を除く。）が提供され、又は閲覧に供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供され、又は閲覧に供された場合に限る。）には、その旨及び当該信用格付業者の商号又は名称

当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。この場合において、当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券について、発行者の求めに応じ、信用格付業者から予想信用格付が提供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供された場合に限る。）には、その旨、当該信用格付業者の商号又は名称及び当該信用格付業者から信用格付を取得しなかった理由を記載すること。また、当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券と実質的に同様の信用状態である金融商品又は法人について、信用格付業者から、発行者の依頼により信用格付（私的信用格付を除く。）が提供され、又は閲覧に供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供され、又は閲覧に供された場合に限る。）には、その旨及び当該信用格付業者の商号又は名称を記載すること。

(7) ~ (26) (略)

(7) ~ (26) (略)

改正案

現行

第六号様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書
(略)

第一部【証券情報】

第1【内国信託受益証券の募集（売出）要項】

第2【内国信託社債券の募集（売出）要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）】(10)

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額（円）	
各社債の金額（円）	
発行価額の総額（円）	
発行価格（円）	
利率（％）	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金（円）	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	

第六号様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書
(略)

第一部【証券情報】

第1【内国信託受益証券の募集（売出）要項】

第2【内国信託社債券の募集（売出）要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）】(10)

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額（円）	
各社債の金額（円）	
発行価額の総額（円）	
発行価格（円）	
利率（％）	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金（円）	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	

先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	

- 2 （略）
3 【新規発行短期社債】（12）

発行価格（円）	
短期社債の総額（円）	
発行価額の総額（円）	
発行限度額（円）	
発行限度額残高（円）	
支払期日	
支払場所	
バックアップラインの設定金融機関	
バックアップラインの設定内容	
保証者	
保証者の概要	
保証の内容	

- 4～6 （略）
第二部～第四部 （略）
（記載上の注意）
（1） 一般的事項
a （略）
b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部 証券情報」に記載し、信用格付に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意（13）の1に準じて記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に

先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
取得格付	

- 2 （略）
3 【新規発行短期社債】（12）

発行価格（円）	
短期社債の総額（円）	
発行価額の総額（円）	
発行限度額（円）	
発行限度額残高（円）	
支払期日	
支払場所	
バックアップラインの設定金融機関	
バックアップラインの設定内容	
保証者	
保証者の概要	
保証の内容	
取得格付	

- 4～6 （略）
第二部～第四部 （略）
（記載上の注意）
（1） 一般的事項
a （略）
b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、本様式

重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、本様式第二部中「第2 信託財産の経理状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

c (略)

(2) 代表者の役職氏名

当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること（金融商品取引法（以下「法」という。）第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。）。

(3) (略)

(4) 内国信託受益証券の形態等

a (略)

b 当該届出に係る内国信託受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付の内容を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b) 当該届出に係る内国信託受益証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る内国信託受益証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

(c) 当該届出に係る内国信託受益証券について、発行者の求めに応じ、当該信用格付に係る信用格付業者以外の信用格付業者から格付付与方針等（金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第1項第1号に規定する格付付与方針等をいう。）及びこれに関連する事項に基づき予想される信用格付（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第25条第1号に掲げる行為に係る信用格付（以下「私的信用格付」という。）を除く。以下「予想信用格付」という。）が提供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供された場合に限る。）には、その旨、当該信用格付業者の商号又は名称及び当該信用格付業者から信用格付を取得しなかった理由

(d) 当該届出に係る内国信託受益証券と実質的に同様の信用状態である金融商品又は法人（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第24条第1項に掲げるものを含む。以下このbにおいて同じ。）について、当該信用格付に係る信用格付業者以外の信用格付業者から、発行者の依頼により信用格付（私的信用格付を除く。）が提供され、又は閲覧に供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供され、又は閲覧に供された場合に限る。）には、その旨及び当該信用格付業者の商号又は名称

当該届出に係る内国信託受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。この場合において、当該届出に係る内国信託受益証券について、発行者の求めに応じ、信用格付業者から予想信用格付が提供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供された場合に限る。）には、その旨、当該信用格付業者の商号又は名称及び当該信用格付業者から信用格付を取得しなかった理由を記載すること。また、当該届出に係る内国信託受益証券と実質的に同様の信用状態である金融商品又は法人について、信用格付業者から、発行者の依頼により信用格付（私的信用格付を除く。）が提供され、又は閲覧に供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供され、又は閲覧に供された場合に限る。）には、その旨及び当該信用格付業者の商号又は名称を記載すること。

(5) ~ (45) (略)

第二部中「第2 信託財産の経理状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

c (略)

(2) 代表者の役職氏名

当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。）。

(3) (略)

(4) 内国信託受益証券の形態等

a (略)

b 当該届出に係る内国信託受益証券について、発行者の申込みにより格付（指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。）から取得するものに限る。）を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。

(5) ~ (45) (略)

改正案

現行

第六号の二様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書
(略)

第一部【証券情報】

第1 (略)

第2【外国信託社債券の募集(売出)要項】

1【新規発行社債(短期社債を除く。)】(11)

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額	
各社債の金額	
発行価額の総額	
発行価格	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
公告の方法	
引受人	
社債の管理会社とその職務	

第六号の二様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書
(略)

第一部【証券情報】

第1 (略)

第2【外国信託社債券の募集(売出)要項】

1【新規発行社債(短期社債を除く。)】(11)

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額	
各社債の金額	
発行価額の総額	
発行価格	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
公告の方法	
引受人	
社債の管理会社とその職務	

担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所	

2【新規発行短期社債】（12）

発行価格	
短期社債の総額	
発行価額の総額	
発行限度額	
発行限度額残高	
支払期日	
支払場所	
バックアップラインの設定金融機関	
バックアップラインの設定内容	
保証者	
保証者の概要	
保証の内容	
準拠法及び管轄裁判所	

3～5（略）
 第二部～第四部（略）
 （記載上の注意）
 （1） 一般的事項

担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

2【新規発行短期社債】（12）

発行価格	
短期社債の総額	
発行価額の総額	
発行限度額	
発行限度額残高	
支払期日	
支払場所	
バックアップラインの設定金融機関	
バックアップラインの設定内容	
保証者	
保証者の概要	
保証の内容	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

3～5（略）
 第二部～第四部（略）
 （記載上の注意）
 （1） 一般的事項

a (略)

b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部 証券情報」に記載し、信用格付に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意(13)の1に準じて記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。

なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、本様式第三部中「第2 委託者の状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

c～g (略)

(2) 代表者の役職氏名

当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること(金融商品取引法(以下「法」という。)第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に正当な権限を有する者が署名すること。)

(3)～(5) (略)

(6) 外国信託受益証券の形態等

a (略)

b 当該届出に係る外国信託受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者(法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。)から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付(同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。)又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付の内容を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b) 当該届出に係る外国信託受益証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る外国信託受益証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

(c) 当該届出に係る外国信託受益証券について、発行者の求めに応じ、当該信用格付に係る信用格付業者以外の信用格付業者から格付付与方針等(金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第1項第1号に規定する格付付与方針等をいう。)及びこれに関連する事項に基づき予想される信用格付(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第25条第1号に掲げる行為に係る信用格付(以下「私的信用格付」という。)を除く。以下「予想信用格付」という。)が提供された場合(届出書提出日から起算して1年以内に提供された場合に限る。)には、その旨、当該信用格付業者の商号又は名称及び当該信用格付業者から信用格付を取得しなかった理由

(d) 当該届出に係る外国信託受益証券と実質的に同様の信用状態である金融商品又は法人(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第24条第1項に掲げるものを含む。以下このbにおいて同じ。)について、当該信用格付に係る信用格付業者以外の信用格付業者から、発行者の依頼により信用格付(私的信用格付を除く。)が提供され、又は閲覧に供された場合(届出書提出日から起算して1年以内に提供され、又は閲覧に供された場合に限る。)には、その旨及び当該信用格付業者の商号又は名称

当該届出に係る外国信託受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。この場合において、当該届出に係る外国信託受益証券について、発行者の求めに応じ、信用格付業者から予想信用格付が提供された

a (略)

b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。

なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、本様式第三部中「第2 委託者の状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

c～g (略)

(2) 代表者の役職氏名

当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に正当な権限を有する者が署名すること。)

(3)～(5) (略)

(6) 外国信託受益証券の形態等

a (略)

b 当該届出に係る外国信託受益証券について、提出者の申込みにより格付(指定格付機関(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。)から取得するものに限る。)を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。

<p>場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供された場合に限る。）には、その旨、当該信用格付業者の商号又は名称及び当該信用格付業者から信用格付を取得しなかった理由を記載すること。また、当該届出に係る外国信託受益証券と実質的に同様の信用状態である金融商品又は法人について、信用格付業者から、発行者の依頼により信用格付（私的信用格付を除く。）が提供され、又は閲覧に供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供され、又は閲覧に供された場合に限る。）には、その旨及び当該信用格付業者の商号又は名称を記載すること。</p> <p>(7) ~ (30) (略)</p>	<p>(7) ~ (30) (略)</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------

改正案	現 行
<p>第六号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a (略) b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部 証券情報」に記載し、<u>信用格付に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意(13)の1に準じて記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</u> なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、本様式第三部中「第2 貸付債権に係る債務者の経理の概況」の次に「第2の2その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c (略)</p> <p>(2) 代表者の役職氏名 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること(金融商品取引法(以下「法」という。)第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 内国抵当証券の基本的仕組み等 a・b (略) c <u>当該届出に係る内国抵当証券について、発行者の依頼により、信用格付業者(法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。)から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付(同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。)又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。</u> (a) <u>当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付の内容を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明</u> (b) <u>当該届出に係る内国抵当証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る内国抵当証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法</u> (c) <u>当該届出に係る内国抵当証券について、発行者の求めに応じ、当該信用格付に係る信用格付業者以外の信用格付業者から格付付与方針等(金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第1項第1号に規定する格付付与方針等をいう。)及びこれに関連する事項に基づき予想される信用格付(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第25条第1号に掲げる行為に係る信用格付(以下「私的信用格付」という。)を除く。以下「予想信用格付」という。)が提供された場合(届出書提出日から起算して1年以内に提供された場合に限る。)には、その旨、当該信用格付業者の商号又は名称及び当該信用格付業者から信用格付を取得しなかった理由</u></p>	<p>第六号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a (略) b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、<u>取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</u> なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、本様式第三部中「第2 貸付債権に係る債務者の経理の概況」の次に「第2の2その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c (略)</p> <p>(2) 代表者の役職氏名 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 内国抵当証券の基本的仕組み等 a・b (略) c <u>当該届出に係る内国抵当証券について、発行者等が申込みにより格付(指定格付機関(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。)から取得するものに限る。)を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。</u></p>

<p>(d) <u>当該届出に係る内国抵当証券と実質的に同様の信用状態である金融商品又は法人（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第24条第1項に掲げるものを含む。以下このcにおいて同じ。）について、当該信用格付に係る信用格付業者以外の信用格付業者から、発行者の依頼により信用格付（私的信用格付を除く。）が提供され、又は閲覧に供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供され、又は閲覧に供された場合に限る。）には、その旨及び当該信用格付業者の商号又は名称</u></p> <p><u>当該届出に係る内国抵当証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。この場合において、当該届出に係る内国抵当証券について、発行者の求めに応じ、信用格付業者から予想信用格付が提供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供された場合に限る。）には、その旨、当該信用格付業者の商号又は名称及び当該信用格付業者から信用格付を取得しなかった理由を記載すること。また、当該届出に係る内国抵当証券と実質的に同様の信用状態である金融商品又は法人について、信用格付業者から、発行者の依頼により信用格付（私的信用格付を除く。）が提供され、又は閲覧に供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供され、又は閲覧に供された場合に限る。）には、その旨及び当該信用格付業者の商号又は名称を記載すること。</u></p>	
<p>(5) ~ (29) (略)</p>	<p>(5) ~ (29) (略)</p>

改正案	現 行
<p>第六号の五様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a～e (略)</p> <p>f この様式中「組合等」とは、民法(明治29年法律第89号)に規定する組合(民法第667条第1項に規定する組合契約によって成立する組合をいう。)、匿名組合(商法(明治32年法律第48号)第535条によって成立する組合をいう。)、投資事業有限責任組合(投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合をいう。)、有限責任事業組合(有限責任事業組合契約に関する法律(平成17年法律第40号)第2条に規定する有限責任事業組合をいう。)、<u>社団法人その他の出資対象事業(金融商品取引法(以下「法」という。))第2条第2項第5号に規定するものをいう。)</u>を行う者をいう。</p> <p>g (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 内国<u>有価証券投資事業権利等の形態等</u> a (略)</p> <p>b <u>当該届出に係る内国<u>有価証券投資事業権利等</u>について、<u>組合等の依頼により、信用格付業者(法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。)</u>から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付(同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。)<u>又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。</u></u></p> <p>(a) <u>当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付の内容を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明</u></p> <p>(b) <u>当該届出に係る内国<u>有価証券投資事業権利等</u>の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る内国<u>有価証券投資事業権利等</u>に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法</u></p> <p>(c) <u>当該届出に係る内国<u>有価証券投資事業権利等</u>について、組合等の求めに応じ、当該信用格付に係る信用格付業者以外の信用格付業者から格付付与方針等(金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第1項第1号に規定する格付付与方針等をいう。)<u>及びこれに関連する事項に基づき予想される信用格付(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第25条第1号に掲げる行為に係る信用格付(以下「私的信用格付」という。)</u>を除く。以下「<u>予想信用格付</u>」という。)が提供された場合(届出書提出日から起算して1年以内に提供された場合に限る。)には、その旨、当該信用格付業者の商号又は名称及び当該信用格付業者から信用格付を取得しなかった理由</u></p> <p>(d) <u>当該届出に係る内国<u>有価証券投資事業権利等</u>と実質的に同様の信用状態である金融商品又は法人(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第24条第1項に掲げるものを含む。以下このbにおいて同じ。)</u>について、当該信用格付に係る信用格付業者以外の信用格付業者から、組合等の依頼により信用格付(私的信用格付を除く。)が提供され、又は閲覧に供された場合(届出書提出日から起算して1年以内に提供され、又は閲覧に供された場合に限る。)には、その旨及び当該信用格付業者の商号又は名称</p>	<p>第六号の五様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a～e (略)</p> <p>f この様式中「組合等」とは、民法(明治29年法律第89号)に規定する組合(民法第667条第1項に規定する組合契約によって成立する組合をいう。)、匿名組合(商法(明治32年法律第48号)第535条によって成立する組合をいう。)、投資事業有限責任組合(投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合をいう。)、有限責任事業組合(有限責任事業組合契約に関する法律(平成17年法律第40号)第2条に規定する有限責任事業組合をいう。)、<u>社団法人その他の出資対象事業(法第2条第2項第5号に規定するものをいう。)</u>を行う者をいう。</p> <p>g (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 内国<u>有価証券投資事業権利等の形態等</u> a (略)</p> <p>b <u>当該届出に係る内国<u>有価証券投資事業権利等</u>について、届出組合等の申込みにより格付(指定格付機関(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。))から取得するものに限る。)を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。</u></p>

<p><u>当該届出に係る内国価証券投資事業権利等について、組合等の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。この場合において、当該届出に係る内国価証券投資事業権利等について、組合等の求めに応じ、信用格付業者から予想信用格付が提供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供された場合に限る。）には、その旨、当該信用格付業者の商号又は名称及び当該信用格付業者から信用格付を取得しなかった理由を記載すること。また、当該届出に係る内国価証券投資事業権利等と実質的に同様の信用状態である金融商品又は法人について、信用格付業者から、組合等の依頼により信用格付（私的信用格付を除く。）が提供され、又は閲覧に供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供され、又は閲覧に供された場合に限る。）には、その旨及び当該信用格付業者の商号又は名称を記載すること。</u></p>	
<p>(6) ~ (63) (略)</p>	<p>(6) ~ (63) (略)</p>

改正案	現 行
<p>第六号の六様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a～h (略)</p> <p>i この様式中「外国組合等」とは、外国の法令に基づく組合等であつて、民法に規定する組合（民法第667条第1項に規定する組合契約によって成立する組合をいう。）、匿名組合（商法第535条によって成立する組合をいう。）、投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合をいう。）、有限責任事業組合（有限責任事業組合契約に関する法律第2条に規定する有限責任事業組合をいう。）、社団法人その他の出資対象事業（<u>金融商品取引法（以下「法」という。）第2条第2項第5号に規定するものをいう。</u>）を行う者に類する組合等をいう。</p> <p>j (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 外国有価証券投資事業権利等の形態等 a (略)</p> <p><u>b 当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等について、外国組合等の依頼により、信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。</u></p> <p><u>(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付の内容を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明</u></p> <p><u>(b) 当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法</u></p> <p><u>(c) 当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等について、外国組合等の求めに応じ、当該信用格付に係る信用格付業者以外の信用格付業者から格付付与方針等（金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第1項第1号に規定する格付付与方針等をいう。）及びこれに関連する事項に基づき予想される信用格付（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第25条第1号に掲げる行為に係る信用格付（以下「私的信用格付」という。）を除く。以下「予想信用格付」という。）が提供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供された場合に限る。）には、その旨、当該信用格付業者の商号又は名称及び当該信用格付業者から信用格付を取得しなかった理由</u></p> <p><u>(d) 当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等と実質的に同様の信用状態である金融商品又は法人（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第24条第1項に掲げるものを含む。以下このbにおいて同じ。）について、当該信用格付に係る信用格付業者以外の信用格付業者から、外国組合等の依頼により信用格付（私的信用格付を除く。）が提供され、又は閲覧に供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供され、又は閲覧に供された場合に限る。）には、その旨及び当該信用格付業者の商号又は名称</u></p>	<p>第六号の六様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a～h (略)</p> <p>i この様式中「外国組合等」とは、外国の法令に基づく組合等であつて、民法に規定する組合（民法第667条第1項に規定する組合契約によって成立する組合をいう。）、匿名組合（商法第535条によって成立する組合をいう。）、投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合をいう。）、有限責任事業組合（有限責任事業組合契約に関する法律第2条に規定する有限責任事業組合をいう。）、社団法人その他の出資対象事業（<u>法第2条第2項第5号に規定するものをいう。</u>）を行う者に類する組合等をいう。</p> <p>j (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 外国有価証券投資事業権利等の形態等 a (略)</p> <p><u>b 当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等について、届出外国組合等の申込みにより格付（指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。）から取得するものに限る。）を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。</u></p>

当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等について、外国組合等の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。この場合において、当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等について、外国組合等の求めに応じ、信用格付業者から予想信用格付が提供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供された場合に限る。）には、その旨、当該信用格付業者の商号又は名称及び当該信用格付業者から信用格付を取得しなかった理由を記載すること。また、当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等と実質的に同様の信用状態である金融商品又は法人について、信用格付業者から、外国組合等の依頼により信用格付（私的信用格付を除く。）が提供され、又は閲覧に供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供され、又は閲覧に供された場合に限る。）には、その旨及び当該信用格付業者の商号又は名称を記載すること。

(8) ~ (76) (略)

(8) ~ (76) (略)

改 正 案	現 行																				
<p>第十五号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">発行登録書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【募集要項】 1【短期投資法人債】</p> <table border="1" data-bbox="249 590 1436 705"> <tr> <td>バックアップラインの設定金融機関</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>バックアップラインの設定内容</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>第2 (略) 第二部 (略) (記載上の注意) (略)</p>	バックアップラインの設定金融機関				バックアップラインの設定内容				<p>第十五号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">発行登録書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【募集要項】 1【短期投資法人債】</p> <table border="1" data-bbox="1498 590 2686 764"> <tr> <td>バックアップラインの設定金融機関</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>バックアップラインの設定内容</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>取得格付</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>第2 (略) 第二部 (略) (記載上の注意) (略)</p>	バックアップラインの設定金融機関				バックアップラインの設定内容				取得格付			
バックアップラインの設定金融機関																					
バックアップラインの設定内容																					
バックアップラインの設定金融機関																					
バックアップラインの設定内容																					
取得格付																					

改正案

現行

第十六号の三様式

【表紙】
【提出書類】

発行登録書
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【短期外債】

バックアップラインの設定金融機関			
バックアップラインの設定内容			
準拠法及び管轄裁判所			

第2【その他の記載事項】(2)

第二部 (略)
(記載上の注意)
(略)

第十六号の三様式

【表紙】
【提出書類】

発行登録書
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【短期外債】

バックアップラインの設定金融機関			
バックアップラインの設定内容			
準拠法及び管轄裁判所			
取得格付			

第2【その他の記載事項】(2)

第二部 (略)
(記載上の注意)
(略)